

芦 監 報 第 1 6 号

平 成 2 6 年 2 月 4 日

芦屋市監査委員 山 本 彼 一 郎

同 長 谷 基 弘

定期監査（事務監査）結果報告について

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、定期監査（事務監査）を行ったので、同条第9項の規定によりその結果を報告する。

## 定期監査（事務監査）結果報告書

- I 監査の種類 定期監査（事務監査）
- II 監査の対象 平成25年4月1日から平成25年9月30日までの都市建設部所管の監査対象事務について、当該事務が法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかどうかを主眼として、収入事務を重点項目として抽出により実施した。なお、建築課は歳入がないため対象外とする。
- [都市建設部]  
総務課，道路課，公園緑地課，防災安全課，都市計画課，  
建築指導課，都市整備課及び住宅課
- III 監査の期間 平成25年11月1日から平成25年12月27日まで
- IV 監査の実施要領 監査の実施にあたっては、歳入予算の執行状況等の関係書類及び帳簿の提出を求め、関係職員からの説明を聴取するとともに、文書管理システム登録文書等から抽出する方法で監査を行った。
- V 監査の結果 次のとおりである。

[総務課]

1 組織及び事務事業（平成25年9月30日現在）

総務課の組織は、課長（係長事務取扱）1名、一般事務職2名、一般技術職（兵庫県へ派遣）1名、副技能長1名、再任用職員（主査1名、一般事務職2名）3名の合計8名が配属され、さらに臨時的任用職員3名が配置されている。

事務事業としては、自転車対策、地籍調査及び交通安全啓発に関することなどが主なものである。

2 予算の執行状況（歳入）

平成25年度上半期（平成25年9月30日現在）の予算執行状況は、次のとおりである。

[一般会計]

(単位：円，%)

款	予算現額	調定額 A	収入済額 B	収入未済額 A-B	収納率 B/A
県支出金	4,500,000	0	0	0	—
財産収入	0	1,080,000	810,000	270,000	75.00
諸収入	18,076,000	2,207,800	2,031,800	176,000	92.03
計	22,576,000	3,287,800	2,841,800	446,000	

3 指摘事項

- (1) 地籍調査事業補助金申請事務において、「地籍調査に関する実施計画及び同作業規程の届出について」の起案文書が未決裁のままである。また、交付申請書の発送番号も誤って記載されていた。適正な事務をするよう改められたい。
- (2) 土地建物貸付収入については、用地貸借の決定により金額が確定しているにもかかわらず事後調定で処理している。用地貸借を決定した日付で調定するよう改められたい。
- (3) 移送保管自転車等売却における代金の納入は、芦屋市移送保管自転車等処分要綱第6条第1項の規定で「買受業者は前条によって当該自転車等を買受けた場合、当該代金を当日直ちに納入しなければならない。」とされているが、売買契約書では契約日の2～3日後を支払期日としているため要綱の規定と一致していない。要綱の規定どおり契約文を改められたい。

[道路課]

1 組織及び事務事業（平成25年9月30日現在）

道路課の組織は、課長1名、主席係長1名、係長2名、一般技術職6名、主任1名、技能長1名、再任用職員（一般技術職）1名の合計13名が配属され、さらに臨時的任用職員3名が配置されている。

事務事業としては、道路及び橋梁等の新設・改良・改修・修繕・維持管理・占用、公益灯・芦屋駅前広場の維持管理、交通安全施設の整備に関することなどが主なものである。

2 予算の執行状況（歳入）

平成25年度上半期（平成25年9月30日現在）の予算執行状況は、次のとおりである。

[一般会計]

(単位：円，%)

款	予算現額	調定額 A	収入済額 B	収入未済額 A-B	収納率 B/A
使用料及び手数料	185,436,000	101,872,205	101,872,205	0	100.00
国庫支出金	117,398,000	0	0	0	—
財産収入	10,195,000	9,900,132	9,900,132	0	100.00
寄附金	72,650,000	0	0	0	—
諸収入	1,766,000	486,645	466,038	20,607	95.77
計	387,445,000	112,258,982	112,238,375	20,607	

3 指摘事項

- (1) 道路占用料について、道路占用許可申請書を調査したところ、申請年月日が記入されていないもの、訂正箇所には訂正印がないものが散見されたので、申請書の受付に際しては申請者への指導を徹底されたい。また、調定調書及び領収済通知書については、概ね適正に処理されていたものの、数件の記載不備が見られたので注意されたい。
- (2) 官民境界協定等証明手数料、道路幅員証明手数料、道路台帳図発行手数料及び公共基準点成果資料発行手数料については、証明書の交付又は台帳図等の発行の際に道路課職員が手数料を収受して道路課出納員名で領収書を発行し、取りまとめた収納金を指定金融機関に納付しているものである。領収済通知書を調査したところ、申請者等を納入者として記載しているが、道路課出納員を納入者として記載するよう改められたい。また、現金の出納保管事務は、会計職員である出納員及び現金取扱員が行うべきものであるため、会計職員でない職員が行うことのないよう改められたい。なお、道路課で収納した手数料は、紛失等の事故を未然に防ぐため、収納した即日又は指定金融機関の翌営業日中に指定金融機関に納付するよう改められたい。

[公園緑地課]

1 組織及び事務事業（平成25年9月30日現在）

公園緑地課の組織は、課長1名、主席係長1名、係長2名、一般技術職4名、技能長1名の合計9名が配属され、さらに臨時的任用職員3名が配置されている。

事務事業としては、公園緑地及びサマーカーニバルに関することなどが主なものである。

2 予算の執行状況（歳入）

平成25年度上半期（平成25年9月30日現在）の予算執行状況は、次のとおりである。

[一般会計]

(単位：円, %)

款	予算現額	調定額 A	収入済額 B	収入未済額 A-B	収納率 B/A
使用料及び手数料	11,600,000	6,095,956	6,095,956	0	100.00
国庫支出金	140,850,000	0	0	0	--
県支出金	11,726,000	11,897,350	11,897,350	0	100.00
財産収入	124,000	64,344	64,344	0	100.00
寄附金	128,000,000	3,800,000	3,800,000	0	100.00
繰入金	41,000,000	0	0	0	-
諸収入	714,000	780	780	0	100.00
計	334,014,000	21,858,430	21,858,430	0	

3 指摘事項

南緑地の駐車場使用料は、収納事務受託者が徴収及び収納事務を行っており、受託者は機械管理する駐車料金を1週間ごとに回収している。収納事務委託契約では、使用料を収納したときは、「翌月の10日までに集計し、金融機関に払い込まなければならない」とされているが、芦屋市財務会計規則第48条第3項の規定によると、原則として「即日又は翌営業日中」に公金機関に払い込まなければならないとされている。現契約では、受託者は最大1か月間にわたって使用料を保管することになり、事故の原因となりかねない。少なくとも駐車料金の回収に合わせて1週間ごとに金融機関へ払い込むよう、検討されたい。

[防災安全課]

1 組織及び事務事業（平成25年9月30日現在）

防災安全課の組織は、課長1名、課長補佐（主査事務取扱）1名、主席係長1名、係長1名、一般事務職2名、一般技術職1名の合計7名が配属され、さらに臨時的任用職員2名が配置されている。

事務事業としては、災害対策、防災、治水・治山・砂防の調整及び市民の生活安全の施策推進に関する事などが主なものである。

2 予算の執行状況（歳入）

平成25年度上半期（平成25年9月30日現在）の予算執行状況は、次のとおりである。

[一般会計]

(単位：円，%)

款	予算現額	調定額 A	収入済額 B	収入未済額 A-B	収納率 B/A
国庫支出金	7,500,000	0	0	0	—
県支出金	2,050,000	0	0	0	—
諸収入	0	1,195,000	1,195,000	0	100.00
計	9,550,000	1,195,000	1,195,000	0	

3 指摘事項

(1) 「防災資機材等支援事業交付金」は平成25年8月20日に収入されて、同日付で調定をあげているが、交付金の決定は収入日以前に通知されているから、交付金決定の通知文書を収受した日付で調定するよう改められたい。

(2) 文書管理において、補助金の通知文書に収受印の押印がなく収受供覧もしていないものがあった。文書収受は文書到達の確認行為であるから遺漏のないよう行われたい。

また、収受文書をもとに供覧や起案をする場合、新たに文書番号を設定すべきところ収受番号のままとなっていたものも散見された。文書番号が重複することのないよう、「芦都防受第○号」を「芦都防第△号」に改められたい。

[都市計画課]

1 組織及び事務事業（平成25年9月30日現在）

都市計画課の組織は、課長1名、主席係長1名、係長2名、一般技術職3名の合計7名が配属され、さらに臨時的任用職員1名が配置されている。

事務事業としては、都市計画の調査・研究・企画・決定、交通計画及び交通バリアフリー基本構想、埋立地及び臨海地域の利用計画・開発調整などが主なものである。

2 予算の執行状況（歳入）

平成25年度上半期（平成25年9月30日現在）の予算執行状況は、次のとおりである。

[一般会計]

(単位：円，%)

款	予算現額	調定額 A	収入済額 B	収入未済額 A-B	収納率 B/A
使用料及び手数料	701,000	315,100	315,100	0	100.00
国庫支出金	800,000	0	0	0	—
県支出金	3,699,000	0	0	0	—
寄附金	31,200,000	0	0	0	—
諸収入	600,000	321,400	321,400	0	100.00
計	37,000,000	636,500	636,500	0	

3 指摘事項

- (1) 屋外広告物許可申請手数料について調定調書を調査したところ、各月の収入合計金額で調定されていたが、各月の許可に係る手数料の合計金額で調定するよう改められたい。

次に、領収済通知書を調査したところ、申請者の納入遅延により、前年度に発行した納入通知書による納入額が当年度の収入額として計上されたため、年度の記載を訂正している領収済通知書が見られた。このような納入の遅延が起きないように、適時に督促をされたい。

- (2) 都市計画証明手数料、地図代金及び都市計画図面プリント代金は、各種証明書又は地図等を交付する際に都市計画課職員が現金を收受して都市計画課出納員名で領収書を発行し、取りまとめた収納金を指定金融機関に納付しているものである。日々の現金収納額を集計した日計表を調査したところ、証明手数料の計上漏れが散見されたため、遺漏のないよう注意されたい。また、申請者に発行した領収書の控を調査したところ、概ね適正に作成されていたが、数件の記載不備が見られたので注意されたい。領収済通知書を調査したところ、申請者等を納入者として記載しているが、都市計画課出納員を納付者として記載するよう改められたい。なお、現金の出納保管事務は、会計職員である出納員及び現金取扱員が行うべきものであるため、会計職員でない職員が行うことのないよう改められたい。

[建築指導課]

1 組織及び事務事業（平成25年9月30日現在）

建築指導課の組織は、課長1名、課長補佐（係長事務取扱）1名、係長1名、一般技術職5名、再任用職員（一般技術職）1名の合計9名が配属され、さらに臨時的任用職員2名が配置されている。

事務事業としては、建築基準法、建築防災及び環境保全に関することなどが主なものである。

2 予算の執行状況（歳入）

平成25年度上半期（平成25年9月30日現在）の予算執行状況は、次のとおりである。

[一般会計]

(単位：円、%)

款	予算現額	調定額 A	収入済額 B	収入未済額 A-B	収納率 B/A
使用料及び手数料	3,873,000	3,297,700	3,297,700	0	100.00
国庫支出金	8,734,000	0	0	0	—
県支出金	275,000	0	0	0	—
寄附金	0	80,784,000	80,784,000	0	100.00
諸収入	106,000	21,000	21,000	0	100.00
計	12,988,000	84,102,700	84,102,700	0	

3 指摘事項

簡易耐震診断推進事業負担金について、納入通知書を発行した後に調定しているが、芦屋市財務会計規則第29条第1項の規定では、調定した歳入について、納入通知書を送付しなければならないとされている。調定の日付と納入通知の日付が相前後することのないよう、改められたい。



[都市整備課]

1 組織及び事務事業（平成25年9月30日現在）

都市整備課の組織は、課長1名、係長1名、主査1名、一般技術職1名、再任用職員（一般事務職）1名の合計5名が配属され、さらに臨時的任用職員1名が配置されている。

事務事業としては、都市計画街路事業の事業決定及び工事の施工、都市計画道路事業に係る用地買収及び補償、土地区画整理事業、市街地再開発事業、JR芦屋駅南地区まちづくり、住環境整備事業に関する業務などが主なものである。

2 予算の執行状況（歳入）

平成25年度上半期（平成25年9月30日現在）の予算執行状況は、次のとおりである。

[一般会計]

(単位：円，%)

款	予算現額	調定額 A	収入済額 B	収入未済額 A-B	収納率 B/A
分担金及び負担金	1,531,000	5,749,022	751,961	4,997,061	13.08
計	1,531,000	5,749,022	751,961	4,997,061	

[都市再開発事業特別会計]

(単位：円，%)

款	予算現額	調定額 A	収入済額 B	収入未済額 A-B	収納率 B/A
財産収入	6,867,000	12,730,065	3,184,650	9,545,415	25.02
繰入金	11,109,000	0	0	0	-
繰越金	1,000	45,341,429	45,341,429	0	100.00
諸収入	3,023,000	4,976,800	1,408,740	3,568,060	28.31
計	21,000,000	63,048,294	49,934,819	13,113,475	

[駐車場事業特別会計]

(単位：円，%)

款	予算現額	調定額 A	収入済額 B	収入未済額 A-B	収納率 B/A
使用料及び手数料	50,000,000	19,528,825	19,528,825	0	100.00
繰入金	288,298,000	0	0	0	-
繰越金	1,000	530,099	530,099	0	100.00
諸収入	1,000	0	0	0	-
計	338,300,000	20,058,924	20,058,924	0	

### 3 指摘事項

- (1) 土地区画整理事業清算金について、平成25年度の領収済通知書の綴りのなかに平成24年度及び平成26年度の領収済通知書が混在しており、収入時に年度を訂正しているものが散見された。これらは、納期限の過ぎた前年度の納付書で納付されたもの、あるいは次年度の納付書も交付したため、まとめて納付されたものである。地道な徴収業務に努められているものの、このような年度の訂正が起きないように、事務の改善を図られたい。
- (2) 芦屋駅北駐車場に関する駐車料金の徴収事務等を私人に委託しているが、芦屋市職務権限規程別表第1の規定により、徴収事務等を私人に委託する旨の決裁は企画課及び会計課の合議が必要とされているため、遺漏のないよう注意されたい。

[住宅課]

1 組織及び事務事業（平成25年9月30日現在）

住宅課の組織は、課長1名、係長1名、一般事務職1名、再任用職員（一般事務職）1名の合計4名が配属され、さらに臨時的任用職員1名が配置されている。

事務事業としては、住宅政策、住宅管理等に関することなどが主なものである。

2 予算の執行状況（歳入）

平成25年度上半期（平成25年9月30日現在）の予算執行状況は、次のとおりである。

[一般会計]

(単位：円、%)

款	予算現額	調定額 A	収入済額 B	収入未済額 A-B	収納率 B/A
使用料及び手数料	545,971,000	645,186,990	259,299,917	385,887,073	40.19
国庫支出金	357,560,000	0	0	0	—
県支出金	759,000	0	0	0	—
諸収入	205,865,000	206,273,967	98,986,302	107,287,665	47.99
計	1,110,155,000	851,460,957	358,286,219	493,174,738	

3 指摘事項

- (1) 市営住宅等退去跡補修費入居者負担金など事後調定に係る収入について、調定がなされていないものが見受けられた。事後調定については、芦屋市財務会計規則第26条の規定により、会計管理者から収納の通知を受けた後、すみやかに調定することとされているので、遅滞なく調定されたい。
- (2) 雑入に係る領収済通知書を調査したところ、前年度の過払金の返納に係る領収済通知書が見られたが、当該返納に係る決裁文書が作成されていなかった。収入の根拠となる決裁文書は遺漏のないよう作成されたい。

以上